

補 足 事 項

(補足事項1)

本件業務における主たる業務(樹木のせん定作業に係るもの)を第三者に請け負わせ、又は委任してはなりません。

委託契約約款第4条第2項で「受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。」と規定していますが、本件業務における主たる業務(樹木のせん定作業に係るもの)について、本社はこのことを承諾しません。

(補足事項2)

本件業務に配置される現場責任者(委託契約約款第8条に既定する現場責任者)及び1級又は2級造園技能士は受注者の被雇用者(直接的な雇用関係にあるものに限る。)でなければなりません。

なお、被雇用者の雇用期間の要件及び雇用関係の確認方法については、建設工事に係る現場代理人の確認方法(参照先:広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>))のトップページの「事業者向け情報」→「都市整備」→「公共事業の情報化と技術管理(技術管理課)」→「工事受注者の方へ」→「建設工事に係る現場代理人、主任(監理)技術者の雇用関係」→「建設工事に係る現場代理人、主任(監理)技術者の雇用関係について」)に準じます。

(補足事項3)

本件業務の施行について、本社の承諾なしに各作業の開始・完了時期の変更を行った場合、必要な資格者を配置しなかった場合など、契約を違反した受注者に対し、書面により警告を行うなど厳しく指導します。契約内容の変更を行う必要が生じた場合は本社と協議の上、承諾を得て業務を履行してください。

また、こうした指導に従わない事実を確認した場合には、指名停止措置、さらには契約解除を行うこともありますので、業務の入札に参加される方は十分留意してください。

なお、指名停止措置を受けた場合は、受注者は、指名停止期間中、広島市および本社の入札に参加できなくなります。(広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱)

契約を解除した場合は、受注者は、「資格取消し」となり、3年間、広島市および本社の入札に参加できなくなります。(広島市契約規則第2条、物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱)

(補足事項4)

仕様書等に含まれる「公園緑地等維持管理標準仕様書(令和7年1月改訂(平成23年1月制定)広島市都市整備局緑化推進部)」及び「公園共通代価表(令和6年12月改訂広島市都市整備局緑化推進部)」は、広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「公園・緑化」→「広島市の公園・緑地」→「公園緑地等維持管理標準仕様書/道路・公園緑化ガイドライン/公園共通代価表」でダウンロードできます。

(補足事項5)

本件業務では、樹木剪定作業(高・中・低木等の枝葉を切除する作業)を実施する作業員の氏名を、作業の実施に先立ち、所定の様式(公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式のうち様式3-1、3-2)により本社へ届け出ることとします。

(補足事項6)

本件業務では、主たる業務以外の作業について下請を入れる場合、業務打合せ簿(公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式のうち様式8)により本社へ承諾願を提出するものとします。業務の着手に先立ち、公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式の末尾に掲載している記入例を参考に、下請についての承諾願を作成・提出して本社の承諾を得てください。